

これまでの主な御意見

1. 高等学校における通級による指導の制度化の意義

<現行制度の課題と制度化の意義>

- 高等学校における通級による指導の必要性は従来から指摘されてきた。特に合理的配慮の提供が義務化されるこのタイミングでは、合理的配慮の基となる基礎的環境整備の観点からも、制度化を検討する意義がある。
- モデル事業の複数の指定校において、指導を希望する生徒数が当初の予想を上回っており、通級による指導のニーズが確認されている。

<制度化に関する懸念と対策>

- 通級指導教室に通う生徒の自尊感情や集団から離れて別の活動を行うことへの心理的な抵抗感にも配慮することが必要である。(平成 21 年 高等学校WG報告)
- 対象生徒の自尊感情や心理的な抵抗への配慮は、小・中学生も同様と思われるため、中学校の通級による指導を受けている生徒の障害種別データも参照すべき。
- 在籍校の授業がない曜日に他校通級を行うことは、自尊感情への配慮や、在籍校で困難をもっている生徒の新たな人間関係の構築には効果的である。他方、他校通級は指導教員による生徒の状態把握が難しいことや生徒が移動することによる時間のロスへの留意も必要である。
- 通級による指導を放課後に行う場合、部活動や生徒会活動等との調整をするなど、実施に向けた手立てが必要である。

2. 高等学校における通級による指導の制度設計

- 基本設計は小・中学校と同じで良いと考えられるが、高等学校ならではの運用・オプションが必要である。小学校と中学校にも運用や課題の違いがある可能性があり、特に中学校における現在の課題等も参考となるのではないか。

<学習評価、単位認定>

- モデル事業において、当初は自立活動の評価方法に戸惑いも見られたが、個々の生徒の個別の指導計画がきちんと作成できていれば、個々の目標に応じた評価が可能となることが確認されている。
- モデル事業において、学習指導要領解説における「自立活動」の評価の考え方を参考に行なうことを行なっている。
- 通級による指導の終了の判断について、小・中学校と異なり、単位認定を前提とした通級による指導の場合は、途中で終了することに困難がある。モデル事業では、就労を見据えた指導へ移行するなどにより対応する予定としている。
- 他校通級の場合は、在籍校において、個別の目標を達成したかどうかに基づき通級による指導の終了についての判断を行うこととなる。

<担当教員>

- 自校の教員が専門性をもって指導できることが理想である。
- 通信制高校では、従来から、精神障害等を含む障害のある生徒への特別な支援に関する研修はニーズがあり実施している。通級による指導については経験がないことから、モデル事業においては、カウンセラーなどの専門家と連携し対応している。

3. 高等学校における通級による指導を制度化した後の充実方策

<国、都道府県教育委員会の役割>

- 対象者の決定について、小・中学校段階は、市町村の教育支援委員会等が、就学先決定の過程で通級による指導の必要性も含めて検討している。モデル事業では、学校が本人・保護者と面談を重ね、合意に基づき決定している。学校が外部専門家の助言や中学校からの引継ぎ・情報提供を得られる仕組みが必要である。通信制高校では、年度当初も登校日が月に2日程度と少なく、学校と本人・保護者の面談により対象生徒を判断することにも難しさが伴う。
- 国やモデル事業の実施機関は、事業の成果について、個別の事例にとどまらず、どのような生徒に・何を・どのように指導したらどのような変化があったかという情報も分析しまとめることが必要である。知的障害の可能性のある生徒等、より濃厚な支援が必要と思われる生徒や、いわゆる飛び抜けた才能のある生徒等に関するデータも出てくると参考になる。

<担当する教員の配置・専門性確保や施設整備面>

- 義務教育段階では、児童が移動する他校通級ではなく、教員が移動する巡回指導へ移行する自治体もある。移動手段がない地域では、従来から教師が移動していた例もある。在籍校の授業がない日に他校通級する場合は別として、普段の授業に通級による指導を組み込む場合には、生徒の時間のロスを少なくするために教員が移動する形式が望ましいのではないか。そのためには専門性のある教員の確保も重要なとなる。
- 指導時の集団規模は、10人を超えると難しいと考えている。通信制におけるこれまでの実践においては、7人程度までが適当と感じている。

<卒業後を見据えた進路指導・就労支援との連携>

- 高等学校において通級による指導が浸透するかどうかは、適切な進路指導・就労支援がされるかどうかによる。
- かつて中学校（特別支援学級）卒業生の進学先は、養護学校高等部より高等学校が多くかった。現在は、特別支援学校高等部が高等学校の倍となっており、その理由として、高等部の進路指導・就労支援が考えられる。高等学校における制度化に際しては、進路指導・就労支援について、社会の理解も重要であるとともに、就職の応募様式への対応なども検討が必要である。